

(別紙2)

## 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

### 1 介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）の心身の機能の維持回復を図るためサービスを提供します。このサービスを提供するにあたり、専門職間の協議、また、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されます。その際、計画の内容については同意をいただきます。

### 3 利用料金

別添、「利用料のご案内」をご参照ください。

### 4 支払い方法

- (1) 毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- (2) お支払方法は、原則として預金口座振替とします。全国のほぼすべての銀行またはゆうちょ銀行の利用者または身元引受人の預金口座がご利用可能です。利用者の手数料負担はありません。振替日は利用月の翌月27日（土日祝の場合は翌営業日）です。
- (3) 預金口座振替をご利用いただけない場合は、当施設事務室にて現金でお支払いいただくか（窓口開設時間は8時30分～17時15分となります）、銀行振込（振込手数料は利用者負担となります）にてお支払い下さい。

### 5 利用者の都合でサービスを中止した場合の食事代の請求

利用者の都合で利用をお休みされる場合は下記の料金をいただきます。

但し、利用者の体調不良等の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用前日の17時までにご連絡頂いた場合	無料
利用前日の17時以降にご連絡を頂いた場合	昼食代・おやつ代